## 令和5年度前橋市事業用ゼロカーボン推進補助金 Q&A

## 制度全般

- Q 補助対象となる法人は。
- A 市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置く全ての法人が対象です。
- Q 「前橋市内で1年以上継続して業を営み」について、開業届における開業日から1年以上経過していれば対象になりますか。
- A 対象になります。ただし、活動実態がない場合は対象になりません。
- Q 別の市町村で1年以上事業を行い、前橋市に移転して半年の場合は対象になりますか。
- A 対象になりません。
- Q 個人事業主として事業を行っており、最近法人化しましたが申請は可能ですか。
- A 個人事業主として行っていた事業内容と法人化後の事業内容が一致していれば申請可能です。事業が継続していることがわかる書類を提出してください。
- Q 事業兼用住宅に設置する設備についても対象になりますか。
- A 事業兼用住宅の場合は、家庭用ゼロカーボン推進補助金の申請対象とみなしますので、同補助金の申請を検討してください。

ただし、外部給電機能付電動車で、所有者名称等を事業者で登録する場合は、本補助金の対象とします。

- Q 市外の事業所に設備を導入したいのですが申請は可能でしょうか。
- A 補助事業実施地は市内のみを対象とします。
- Q 複数の事業所に設備を導入したいのですが申請は可能でしょうか。
- A 複数の事業所を実施地とすることもできます。その場合、補助事業内容説明書を実施地ごとに作成し、提出してください。ただし、申請できる設備数の上限は、実施地ごとではなく事業者単位となります。
- Q 交付要項に規定する「令和5年4月1日以降に事業が完了し」について、具体的にどのよう に判断するのでしょうか。
- A 設置日(保証書の引渡日又は自動車検査証の登録年月日)及び支払日(領収書等の日付)に 基づき判断します。
- Q 割賦購入は対象になりますか。
- A 補助対象期間内に支払が発生していて、かつ申請時点で全ての支払が完了していれば、要件 を満たしているものとします(頭金等を令和5年4月1日以前に支払っている場合も可)。
- Q 対象機器の購入及び設置工事を前橋市外の事業者で行った場合も対象になりますか。
- A 前橋市内に本店又は支店等がある事業者であれば、対象になります。提出書類の限りでは条件に合致する事業者が行ったものか分からない場合は、確認できる書類を添付してください。
- Q 申請書類一式を令和6年2月29日に投函した場合は有効ですか。
- A 消印が申請期間内にあれば受け付けます。ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

- Q 複数回申請することは可能でしょうか。
- A 申請できる設備数の範囲であれば、複数回に分けて申請することも可能です。ただし、手続きの簡素化の観点からなるべく一度にまとめて申請するようお願いします。
- Q 天災や事故等、やむを得ない事情により、減価償却資産の耐用年数より早く補助対象設備を 処分しなければならなくなった場合はどうすればよいですか。
- A 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けないで減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間内での当該設備の処分等は認められませんので、期間内に保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合は、事前にご相談ください。なお、処分の内容や目的を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

- Q 返還規定はありますか。
- A 虚偽の申請であることが判明した場合などは返還を求めます。詳しくは交付要項の「交付決定の取消し又は補助金の返還」を確認してください。

# 対象設備全般

- Q リース(PPA、サブスクリプション等含む)は対象になりますか。
- A 対象になりません。ただし、定置用蓄電池設備、外部給電機能付電動車又はV2Hを申請する場合で、既設の再生可能エネルギー発電設備から充放電するときの発電設備は、リースでも可とします。
- Q 既存設備のうち附帯設備や消耗品のみ更新する場合も対象になりますか。
- A 対象になりません。
- Q 定置用蓄電池設備、外部給電機能付電動車又は V 2 H を申請する場合で、「原則として再生可能エネルギー由来の電力使用に限る」とは、どういうことですか。
- A これらの設備で使用する電力について、事業所に設置する太陽光発電設備等からの充電の ほか、小売電気事業者等の再エネ電力メニュー、再エネ等電力証書の活用を想定しています。 やむを得ないと認められる場合(災害時の必要な電源確保や外部給電機能付電動車において は移動先での充電など)を除き、上記方法で使用することを補助要件とします。

### 太陽光発電設備

- Q FIT を活用して売電することは可能でしょうか。
- A 太陽光発電設備にて発電した電力の 1 / 2 以上を自家消費することを要件としています。
- Q 野立ての太陽光発電設備の設置も対象になりますか。
- A 申請する事業所の敷地内に設置し、利用する場合に限り対象となります(隣地等に設置して 自営線を引く、自己託送などの行為は不可)。

#### 定置用蓄電池設備

Q 太陽光発電設備を導入した時にハイブリットパワーコンディショナーを設置しており、今回は蓄電池ユニットのみ購入したいのですが、対象になりますか。

- A 対象になります。
- Q 補助上限額が夜間営業等のあり・なしで異なるのは何故ですか。
- A 夜間営業等のある事業所は、日中の稼働が主な事業所よりも蓄電池の活用性が高いことからインセンティブをもうけています。

### 外部給電機能付電動車

- Q 外部給電機能付電動車とは具体的にどのような車両ですか。
- A 外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能 を有する車両です。このうち、電気自動車及びプラグインハイブリッド車を対象とします。
- Q 燃料電池車(FCV)は対象となりますか。
- A 対象になりません。
- Q 自家用車以外の電動車は対象となりますか。
- A 交付要項の要件を満たすものであれば対象になります。
- Q 有償で他人を乗せる又は他人に貸すことを目的とした車両の申請は可能でしょうか。
- A 補助対象設備を自らの事業所に設置し利用する者が補助対象者となります。今回の場合、タクシー・乗合バスなどの旅客運送目的は対象になりますが、レンタル・リース等の物品賃貸目的は対象になりません。
- Q 車両の購入後に充電設備を設置する予定ですが、申請できますか。
- A 原則として充電環境の整備が完了してから申請できるものとします。申請時には、充電環境が整備されていることが確認できるよう、充電時の車両の写真等を提出してください。 なお、充電環境の整備には、充電設備の設置のほか、再生可能エネルギー由来の電力を使用することも含みます。

#### V 2 H (電気自動車充給電設備)

- Q V2H(電気自動車充給電設備)のみ申請することは可能ですか。
- A V2Hを利用できる電動車を所有していれば補助対象となります。この場合、利用する車両が外部給電機能付きであることがわかる書類を申請時に提出してください。
- Q V2H以外のEV・PHV充電用コンセント等の充電設備は補助対象となりますか。
- A 対象になりません。

#### 必要書類

- Q 交付申請書兼実績報告書や補助金交付請求書の責任者と担当者にはどのような人物を記載するのでしょうか。
- A 責任者とは、代表取締役又は支店長や営業所長等といった社内等において権限の委任を受けた役職者です。担当者とは、本件に関する事務を担当する者です。責任者及び担当者は、同一人物でも可能です。
- Q 補助事業内容説明書に記入する従業員数にパートは含まれますか。

- A 含まれます。
- Q 補助対象設備の支払を証明する書類について、領収書ではなく口座振込用紙しかありませんが申請は可能でしょうか。
- A 金融機関の出納済印があるなど、確実に支払ったことがわかる場合は可としますが、原則は 設置業者から領収書の発行を受け、申請してください。
- Q メールでの申請を予定していますが、完納証明等の公的証書の原本を別途郵送する必要は ありますか。
- A 原本をスキャンするなど、電子化したものを申請書類一式に添付いただければ、原本の別途 提出は不要です。
- Q 複数回申請をしますが、完納証明等の公的証書はその都度新しいものが必要でしょうか。
- A 同じ証書のコピーを添付いただくので構いません。ただし、発効日から3ヶ月以上経過する場合は、新たな証書の発行を受け、提出してください。
- Q 事業実態が確認できる書類とは具体的に何を提出するのでしょうか。
- A 市内で1年以上継続して活動実態があることを確認できるもので、税務署や群馬県など公官庁に提出している書類を提出してください。具体的には個人事業主の場合は確定申告書、事業者の場合は決算報告書、それ以外の団体の場合は事業報告書です。
- Q 決算報告書は全ての書類を提出する必要がありますか。
- A 事業収入を得ていることが確認できる部分を提出いただく必要があります。具体的には、表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書又は一般管理費明細書、株主資本変動計算書、 個別注記表です(一部ない場合あり)。
- Q 履歴事項全部証明書を提出させるのは何故ですか。
- A 事業者が実在することを確認するためです。個人事業主で法人登記をしていないなど、履歴 事項全部証明書が提出できない場合は、開業届等、活動の実態が確認できるものを提出して ください。

### その他

- Q 押印する場合、印鑑は実印ですか。
- A 全ての書類で押印は省略可能ですが、押印する場合は認印でもかまいません。ただし、全て の書類で同じ印鑑を使用してください。
- Q 消せるボールペンで記入してしまったのですが、このままで大丈夫でしょうか。
- A 消せるボールペンの使用はできません。再度記入し提出してください。